

日本占領と高等教育改革

——占領政策の動向を中心に——

鈴木英一

目次

- I 戦後高等教育改革史研究の課題と方法
- II 戦後高等教育改革史の個別領域
- 1 占領軍の高等教育改革政策
- 2 日本側の教育改革への取り組み
- 3 高等教育改革立法の成立
- 4 占領軍の高等教育改革の具体化

5 高等教育改革の実施

おわりに

〔付表1〕各大学教員適格審査委員会審査結果

〔付表2〕イールズ・地区別大学会議要約

〔付表3〕イールズ文書・大学別リスト

I 戦後高等教育改革史研究の課題と方法

1 高等教育と学術研究

本報告は、当初、大学改革という表題にしたが、大学という場合、高等教育と学術研究という両側面があるので、高等教育改革を重点とすることとした。すでに、教育法学では、大学法は単一の体系的特殊法とは理解できない側面があり、高等教育法と学術研究法から成り立つとされていることに留意すべきであろう。^{〔1〕}付言すれば、日本でも、欧米のように『高等教育法』が刊行されてよいと考えるが、現在は学校教育法などのコメントナルにとどまっている。^{〔2〕}

2 先行研究の重要性

戦後高等教育改革史研究を推進するさいの前提条件として、これまでの優れた先行研究を充分に踏まえたものでなければならない。主要な参考文献として、海後宗臣、寺崎昌男『大学教育』（戦後日本の教育改革九、東大出版会、一九六九）、寺崎昌男他『大学の歴史』（学校の歴史四、第一法規、一九七九）、『日本近代教育百年史』六（国立教

育研究所、一九七四)、羽田貴史「戦後大学改革の過程」(『愛知大学史紀要』)、一九九四、同「戦後教育改革と大学の国土計画」(大学基準協会『会報』六一・六二号、一九八八)、田中征男『戦後改革と大学基準協会の形成』(大学基準協会、一九九五)、土持ゲーリー法一「新制大学の成立経緯に関する一考察」(『大学論集』二四二一九九五)、酒井裕史「大学基準の設定とその運営方法に関するC I & Eの政策」(『教育行政研究』五、名古屋大学教育学部教育行政及び制度研究室、一九九三)、大学基準協会『大学基準協会十年史』一九五七、大崎仁編『戦後大学史』(第一法規、一九八八)、内藤薈三郎『学校教育法解説』(ひかり出版、一九四七)、中山茂他『〔通史〕日本の科学技術』一、(学陽書房、一九九五)

3 高等教育に関する占領政策概説

直接の一次史料としては、従来の日本側史料とともに、一九八〇年代以降に公開された占領文書に注目しなければならない。それは、占領軍内部の政策形成過程を日本側への対応を含めて、立体的に明らかにするからである。

されどあたっては、以下ののような高等教育に関する占領政策概説に注目する必要がある。

- ①連合国軍最高司令官総司令部『日本占領の非軍事活動の歴史』第一一卷—社会 A部門、教育 *History of the Nonmilitary Activities of the Occupation of Japan. 1945-1951. Vol. XI-Social, Part A. Education.* (ノ)⑥『歴史』⁽¹²⁾シリーズには、「教育」とは別に「日本の科学技術の再編成」もある。⁽¹³⁾
- ②同民間情報教育局教育課『日本教育における戦後の発展』*Post-war Developments in Japanese Education. 2 vols.* 1952.⁽¹⁴⁾

これは、第二次教育使節団来日時に提出された連合国軍最高司令官総司令部民間情報教育局教育課『日本教育における発展』 GHQ/SCAP, CI&E, Education Division, *Developments in Japanese Education.* 488pages. August

1950. を改訂したものである。

③同教育課『日本における教育的進歩』*Educational Progress in Japan. Jan. 1951*

④同民間情報教育局『民間情報教育分野における占領の使命と成果』*Mission and Accomplishments of the Occupation in the Civil Information and Education Fields. 1950.* 参照・連合軍総司令部編、共同通信社訳・刊『日本占領の使命と成果』一九五〇年)。

4 「共有財産」の集積

個別大学を含め、全国的状況を明らかにする日米の史料群については、「共有財産」として、当該史料の集積を図り、相互利用する」とが望ましい。ハハ)では一例あげる。

第一は、文部省人事課適格審査室『教職員の適格審査に関する記録』一九五一であり、占領終了直後の時点での総括であるが、各大学教員適格審査会の審査数、不適格者数が各大学別にすべて表示されており、当時の状況が、個別にも、全国的にも理解できる貴重な史料である。⁽⁵⁾

第二は、『イールズ文書』についてである。C-I & E教育課の高等教育顧問ウォルター・クロスビー・イールズの文書は、米国ホイットマン大学が所蔵するが、ここには、戦後日本の高等教育関係史料も含まれており、一九四九年から五〇年にかけて彼が出席した全国の大学での会議一覧や各大学別の史料などが収録されている。⁽⁶⁾

5 戦前と戦後の断絶と継承

戦前・戦時と戦後の断絶と継承の関係についてである。法制面では、戦後日本の教育改革を、教育勅語体制から憲法・教育基本法体制への転換と見る見方は、日本の教育法学において一般的な見方であるといえよう。

「大学ハ國家ニ須要ナル学術ノ理論及応用ヲ教授シ並其ノ蘊奥ヲ攻究スルヲ以テ目的トシ兼テ人格ノ陶冶及国家

思想ノ涵養ニ留意スヘキモノトス」（大学令第一条）、「高等学校ハ男子ノ高等普通教育ヲ完成スルヲ以テ目的トシ特ニ国民道德ノ充実ニ力ムヘキモノトス」（高等学校令第一条）、「専門学校ニ於テハ人格ノ陶冶及國體觀念ノ養成ニ留意スヘキモノトス」（専門学校令第一条）、「師範学校ハ皇國ノ道ニ則リテ国民学校教員タルベキ者ノ鍊成ヲ為スヲ以テ目的トス」（師範教育令第一条）にみられるように、高等教育の場合、各学校令は国家主義的教育目標を掲げ、「大学は、國家の事業を遂行するものであるから、国家的でなければならない」とされた。これにたいし、憲法・教育基本法体制下では、大学における国家主義的目的を払拭し、「大学は、學術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び應用的能力を展開させることを目的とする」と民主的目的に改めている。ここには明らかに「断絶」があつた。

他方で、敗戦直後の学制改革案にみられるように、戦後改革には、戦前に蓄積された科学的力量や民主的遺産が反映していた。ここには明らかに「継承」がある。さらに、学校教育法の「監督庁」規定にみられるように、戦前の古い反動的な行政技術が受け継がれている側面もあり、ここには、明らかに戦前・戦後の連続がある。

このように、戦前戦後の連続・非連続の関係を正しく見極める必要がある。

6 「アメリカニゼーション」の意味

戦後高等教育改革の成果として、①文部省の管理統制のための行政権の排除、②学問の自由と大学の専門的自主的努力の尊重、③国民の高等教育への権利の重視と高等教育機会の増大などがある。同時に、高等教育機関への米国方式の導入、アメリカナイズがみられる。一九四五年九月二二日の「降伏後ニ於ケル米国ノ初期ノ対日方針」は「主要連合国に意見の不一致ヲ生ジタル場合ニ於イテハ米国ノ政策ニ從フモノトス」「日本国民ハ米国及他ノ民主主義国家ノ歴史、制度、文化及其ノ結果ヲ知ル機会ヲ与エラレ且此等ヲ知ルコトヲ奨励セラルベシ」のように、米

国が強調され、教育使節団、学術顧問団等に見るよう、米国以外の使節団拒否等は、次の「アメリカニゼーション」を用意していくことになる。もつとも「アメリカニゼーション」だから、すべて良い、悪いということではなく、民主化や科学化の見地から、日本の大学にたいする正と負の影響を厳密に見分けることが必要である。とくに、今日的な問題関心からいえば、戦後の高等教育改革において、アジア太平洋地域の諸国民にたいする加害者として、この地域における日本の大学の使命や役割をどう創造するかという視点が欠如していたといえよう。

7 占領後期のとらえ方

これまでの戦後教育史の概説をみると、占領後期の教育政策を、アメリカ帝国主義の反共政策という見地を前面に出して論じているのが一般的傾向である。たとえば、五十嵐頭・伊ヶ崎暁生編『戦後教育の歴史』では、「第二次使節団報告書の背景には、アメリカ帝国主義のアジア侵略の政策と日本を『反共の防壁』とする対日支配政策があつた。占領軍の一連の教組への弾圧、レッド・ページはその系統的かつ具体的な攻撃であつた。」としている。⁽⁸⁾ これらは、占領後期の教育政策を、反共政策を前面に出して論じたものである（私のかつての著述も含まれる）。

しかし、近年の現代史概説では、占領後期の政策は民主化の「修正」をはかったが、民主化そのものを否定したわけではなく、戦後改革の基本的な部分は維持されたとしている。⁽⁹⁾ 反共的側面の一面的強調は、戦後高等教育改革の実施過程に関する精密な検討を等閑視に付すおそれがあるといえよう。

とくに、占領後期の一九四九年は、新制大学が発足した年（五月）であり、教育公務員特例法、国立学校設置法、学校教育法改正（短期大学規定）などは占領後期にかかるおり、このほか、文部省設置法、教育職員免許法、同施行法、社会教育法、私立学校法が、五〇年には、図書館法、文化財保護法が公布されている。このように、法制面に限つても、憲法・教育基本法体制の支柱が整備されつつあり、文部省の改革意欲のトーンダウンもみられたが、

全体として、教育改革実施の努力は続けられていたといえよう。

一九五〇年九月の米国第二次教育使節団報告書についても、反共文書として否定的に評価されがちであるが、先に勧告した教育改革の進行状況とそれを妨げる諸条件について、追跡調査と専門的技術的検討を行い、教育改革のいつそうの発展を強く要望しているので、その意義と限界について、科学的内在的な評価を行うことが必要である。

II 戦後高等教育改革史の個別領域

一、占領軍の高等教育改革政策

占領期（被占領期）とは、一九四五年八月一五日から一九五二年四月二七日までであり、この間、日本は連合国に占領下に置かれた。すなわち、第二次世界大戦、とくにアジア太平洋戦争はファシズム対反ファシズムの戦争であつたが、反ファシズムの勝利に終わった。一九四五年八月一四日、日本政府はポツダム宣言を受諾し、無条件降伏した。翌一五日、戦争終結の詔書が放送され、二八日以降、占領軍の本土進駐が開始され、九月二日降伏文書が調印された。この時期から一九五二年四月二八日、対日平和条約が発効し、独立を回復するまで、日本は米国を代表者とする連合国により被占領の状態に置かれた。

これにたいし、沖縄県は、日本降伏に先立ち、一九四五年六月二三日、米軍に軍事占領され、本土より切り離されて、米国の施政権下に置かれ、一九七二年五月一五日、本土復帰するまで、被占領は二七年に及んだ。なお、奄美大島は一九五三年一二月、小笠原諸島は一九六八年六月、それぞれ本土復帰するまで、被占領下にあつた。北方領土については未解決である。

一九四五年七月二六日の『ボツダム宣言』(Potsdam Declaration)は、日本国の無条件降伏を定めた連合国の大本占領に関する最重要文書であり、従つて、日本の戦後教育史においても、戦後高等教育史においても、最重要文書であるので、このことを無視してはならない。この文書は、日本占領の基本方針として、非軍国主義化と民主主義化を示し、この方針に従つて、日本の政治・経済・社会制度の全面改革が行われた。戦後教育改革も、その一環である戦後高等教育改革も、この二大方針に従つて行われた。

1 高等教育の非軍国主義化

①この方針は、占領軍の指令に相次いで具体化されていく。同年九月二二日の「降伏後ニ於ケル米国ノ初期ノ対日方針」では「理論上及実践上ノ軍国主義及超国家主義ハ教育制度ヨリ除去セラルベシ」と軍国主義教育及び超國家主義教育の禁止を基本理念とした。

②同年一〇月から一二月にかけて発せられた連合国軍最高司令官総司令部の四大教育指令は日本の教育に大きな影響を与えた。第一の指令、総司令部覚書「日本教育制度ニ対スル管理政策ニ関スル件」(一九四五・一〇・一一)も、軍国主義教育及び超国家主義教育の禁止を目的とする占領教育政策の基本方針について述べたものであり、その後の高等教育の改革方向に深く関わっている。軍国主義的・超国家主義的教育内容の禁止、軍事教育の学科及び教練の廃止とともに、教職員の適格審査と教職追放の実施を掲げ、とくに、自由主義的・反軍的言動のため教壇を追われた教師の復職を重視している。これは、学園の動向ともかかわって、自由主義的教授の教壇復帰として実現する。

③総司令部覚書「教員及教育関係官ノ調査、除外、認可ニ関スル件」(一九四五・一〇・三〇)は、第一の指令の軍国主義的・超国家主義的教育関係者の罷免を具体化した第二の指令であり、教職員の適格審査機構の設置を指

[表] 教職員の適格審査数・不適格者数一覧

審査会別	適格	不適格	計
各都道府県教職員適格審査会	一、二三三一、二三二一	六、三〇五（別二を含む）	一、二三八、五二六
各大學教員適格審査会	二四、四八六	八六	二四、五七二
教職員適格審査会	二九、七〇四	一一〇	二九、九一四
各地區學校集團教職員適格審査会	一七、六五二	七六	一七、七二八
大學高等專門學校等文部大臣指定別表第二該當者	三三六	三三六	三三六
計	一、三〇四、〇六三	七、〇〇三	一、三一一、〇六六

注) 不適格者の欄は別表第二該當者を含む。
 (出典) 文部省人事課適格審査室編『教職員の適格審査に関する記録』(一九五二年七月) 四一頁。

示している。一九四六年五月七日公布の勅令第二六三号「教職員ノ除去、就職禁止及復職等ノ件」(この勅令は、四七年五月二一日、政令六二号で改正された)、閣令第一号「教職員ノ除去、就職禁止及復職等ノ件の施行に関する件」(これも、四七年五月二一日改正となる)、「教職員の適格審査をする委員会に関する規程」(文部省訓令第五号)は、これらの指令を受け、教職不適格者の教職追放と自由主義者・反軍国主義者の教職復帰を基本方針とし、教職不適格者の範囲、都道府県教員適格審査委員会、学校集團教員適格審査委員会、大学教員適格審査委員会、教育職員適格審査委員会、中央教職員適格審査委員会の設置を決めた。「[表] 教職員の適格審査数・不適格者数一覧」に見るよう、教職適格審査を受けたものの総数は一三二万一〇六六名で、審査による不適格者七〇〇三名であった。この内、大学教員適格審査委員会の審査数二万四五七二名、不適格者八六名、大学・高専の校長や文部省と都

道府県の二級官以上の職員及び学校の設置者等を対象とした教育職員適格審査委員会の審査数二万九九一四名、不適格者二一〇名、高等専門学校の教員を対象とした各地区学校集団教員適格審査委員会の審査数一万七二二八名、不適格者七六名、大学・高専等文部大臣指定の別表第二該当による不適格者三二六名である（論文末の「付表一、各大學教員適格審査委員会審査結果」参照）。このように、高等教育関係でも、教職員の適格審査は対象者七万七一四名と大規模なものであった。なお、勅令公布以前に教職員又は教育関係官吏の地位を辞職したもの一一万五千七八名（大学関係者数不詳）であった。^{〔12〕}

この時期の占領教育政策においては、個別的指示も多く出された。まず、一九四五年一〇月二四日の総司令部覚書「信教ノ自由侵害ノ件」は、キリスト教創設の教育機関において、軍国主義化・超國家主義化し、信教の自由を侵害した事例として、立教学院を挙げ、一名の教職員の追放を命じるとともに、関係八一校（内大学三校）の詳細な調査を命じたものである。一九四六年一月三〇日の日本大学総長M・Y休職、同年五月二日、京都帝国大学教授K・I罷免、同日、新潟第一師範S・Tの復職と同校長K・Kの罷免などについて、総司令部覚書が出された。^{〔13〕}当初、占領軍は、軍事的研究を禁止していたが、一九四六年五月二十五日の指令第三号（一九四五・九・二三）修正に関するSCAPIN四七で、軍事研究を除く「科学的及び技術上の知識伸長のための研究および教授」を奨励する方向に転じている。^{〔14〕}

2 高等教育の民主主義化

敗戦直後から、日本国内、とくに文部省内において、自主的な教育改革案策定の動きがあつたが、ここでは省略する。

①米国対日教育使節団報告書（第一次）

一九四六年三月五日、連合国軍最高司令官ダグラス・マッカーサーの招聘により、米国教育使節団 The United States Education Mission to Japan（団長 G・D・スタッダードをはじめ団員二七名）が来日、日本教育の視察と協議に当たった。使節団内部では、四委員会の一つとして、高等教育を担当する第四委員会が置かれた。委員長は W・M・コンプトン（ワシントン州立大学学長）、委員は R・J・デフェラリー（アメリカ・カソリック大学事務総長、全米カソリック教育協会）、V・C・ギルダースリー（バーナード大学学部長）、M・M・ホートン（ウェルズリーユニバーシティ学長）、D・ステイvens（ロックフェラー財团人文科学部長）であり、第四委員会報告書を作成、三月二十四日、スタッフダート団長に提出した。団長は、各委員会の報告書を参考として、最終報告書を完成、三月三〇日、最高司令官に提出した。^[15]

第四委員会報告書（ステイvensと委員外のカウンツが一同にシカゴ大学教授経験者であるが共同で作成し、「シカゴ大学の成果」と自賛している。）の最終報告書と異なる点は、①帝国大学の主導的地位の維持強化、②私立大学の役割重視などである。これにたいし、C I & E のクロフツ（戦後、京城大学初代総長）は帝国大学を中心とする高等教育には批判的で、私立大学に期待していた。^[16]

米国対日教育使節団報告書（第二次）は、一九三〇年代から四〇年代にかけて有力であつたアメリカ自由主義の教育理念を基本に、民主主義的教育改革の提案を行つたものである。^[17]ここでは、「VI・高等教育」を中心に、具体的な特徴を概観しよう。

- (1) 文部省の大学統制の排除と学問の自由の確立：学問の自由の確立が、高等教育改革の最重要課題であるとした。とくに、大学が専門的・自治的に運営され、政治的・官僚的支配から自由でなければならないとした。
- (2) 高等教育の拡大と機会の均等化を、高等教育改革の基本原則とした。報告書は、高等教育計画において「才能

ある青年を常に豊富に供給」するとともに、国民大衆が高等教育へ進む権利を有することを認識しなければならないとし、「高等教育は少数者の特権ではなく、多数者のための機会とならなくてはならぬ」と強調している。このため、私立大学への公共資金の割当や大学入学に際しての女子の男子との同等の条件の保障が重要であると、私学教育、女子教育が重視されている。

(3)一般教育の拡充：戦後日本において、使節団報告書がはじめて一般教育を明確に主張した。

(4)高等教育の水準向上：報告書は、大学が使命を果たすため、高等教育の水準向上を重視している。一般教育の水準向上のための行政措置として、①高等教育の設置認可にかかる中央機関の設置、②高等教育機関の連合組織としての協会の結成が提案されている。

これにたいし、報告書は、「再編の制度的方策については、一般教育の導入に関して示唆した以外に何ら具体的な方策を示していない」との批判がある。^{〔18〕}しかし、これはやや言い過ぎの感じで、新制大学の制度提案の具体化についてでは、日本側に委ねたといえよう。団員の構成について、「人文主義的偏向」^{〔19〕}という批判もある。

②科学技術体制の改革 学術顧問団などの来日と勧告は、ヨーロッパからアメリカへのモデルの変化に貢献した。^{〔20〕}(1)第一次学術顧問団 Science Advisory Group ESS／ST（経済科学局科学技術課）の招聘、一九四七年七月来日、報告「日本における科学と技術の再編成」一九四八年一二月刊は学術体制刷新のモデルを与えた。これに、C I & Eは「科学研究のための大学でない、集権的管理組織反対」と反発したといわれる。^{〔11〕}

(2)第二次学術顧問団 Science Advisory Mission は、ESS／STの招聘で、一九四八年一一月二七日来日、一九四八年一二月一八日の「学術顧問団からSCAPへの覚書」は学術体制刷新がいかに実行されているかを評価したといわれる。

(3) 対日人文科学顧問団 Cultural Mission to Japan. は C.I.&E の招聘により、一九四八年三月来日、報告「日本人文科学の新しい進路」は図書館の改善、講座制の打破、実証研究の重視、大学院の構築など人文科学の重視と国際化の促進を内容とした。

(4) 対日医学教育使節団 Medical Mission to Japan は一九五〇年八月来日、PHW（公衆衛生福祉局）の招聘で、講習会で海外の研究情報を提供してくる。

(5) 対日歯学教育使節団 Dental Mission to Japan は一九五一年来日、PHW の招聘で④と同じ目的であった。

(6) 対日工業教育使節団 Engineering Education Mission to Japan, は ESS / ST の招聘で一九五一年七月来日、「対日工業教育顧問団報告書」は専門教育がアメリカ方式に向かう目標を示している。

3 極東委員会の教育改革指令

極東委員会 Far Eastern Commission は、米国、英国、ソ連、中国、フランス、オランダ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、イング、フィリッピンの一々か国の連合国による日本占領の最高機関であり、日本管理全般についての政策・原則・基準の決定機能などをもつていた。

極東委員会では、一九四六年三月から翌四七年三月にかけて、集中的に戦後日本の教育改革について討議を行っている。この論議の結果、一九四七年三月二七日、極東委員会第五回総会は、「日本教育制度改革に関する政策」(FEC-〇九二一／一) を承認し、四月五日、SCAP に指令として伝達された。これは、丁度、教育基本法、学校教育法が制定される時と同時期であり、戦後日本の教育改革の国際的追認ないし国際憲章ともいうべき性格を有している。^{〔2〕}

まず、戦前の天皇制教育を厳しく批判し、過去の日本の教育の否定の上に、教育の民主主義化の方針を一二五項目

にわたり詳細に打ち出している。「日本の教育制度の改革は大部分日本人自身によつて着手されなければならない」と、日本国民による教育改革の自主制定を要望している。その上で、「一二一、高等教育への機会が、一層普及されるべきである」、「一二二、初等教育、中等教育、高等教育というあらゆる教育の段階において、両性に対し均等な機会が与えられなければならない。」と、高等教育の普及、両性への機会均等を掲げているほか、私学卒業者への差別を禁じている)。

4 米国第二次教育使節団報告書

一九五〇年八月二七日、米国第二次教育使節団（団長ウイラード・ギブンズ Willard. E. Givens ほか団員四名）が来日した。本使節団は、一九四六年の第一次使節団に参加した団員から選抜されたもので、使節団としては存続しており、第一次報告書の諸勧告の進展状況とその結果を研究するために約一ヶ月滞在し、九月二二日、報告書を連合国軍最高司令官ダグラス・マッカーサーに提出した。

「IV、高等教育」では、「できるかぎり最大限の数の青年男女が最高かつ最良質の高等教育を受けることは、不可欠である」とし、高等教育機関は、多様化と個性化をめざさなければならないとする。高等教育改革についても、具体的な提案がなされている。第一は、高等教育の進歩のため、大学教授による管理方式を改め、「大学を支える地域住民代表の男女からなる政策立案機関」を設置することを提案している。第二は、高等教育の諸基準について、大学基準協会が、多様な専門領域を代表するメンバーからなる多様な基準適用のための委員会 accrediting committee を各分野の民間団体を通じて作るよう勧告している。高等教育への投資の重要性を強調したものである。

このように、報告書は、大学管理の民衆統制と大学基準設定委員会の設置という社会的要請に即応する高等教育のあり方を提出している。⁽²²⁾

全体として、第二次使節団報告書には、第一次報告書のように、教育理念を正面から論じることは少なく、取り扱う問題を「行政的、技術的な問題」に絞る傾向が見られた。⁽²³⁾このように、第二次使節団報告書は、四六年の報告書程の重要性はないが、それにたいする補足的継続的性格を有している。

第二次教育使節団の来日に備え、C I & E、教育刷新委員会、文部省は、それぞれ報告書を作成し、使節団の参考に提供した。

(1)連合国軍最高司令官総司令部民間情報教育局教育課 Education Division, CI&E, GHQ/SCAP は、一九五〇年八月『日本教育の発展—米国対日教育使節団報告書の見地からみて—（部内用）』(*Development in Japanese Education in terms of the Report of the United States Education Mission to Japan. A Working Document*) では、「第四部 高等教育研究」として、「第一六章 大学の再編と復興」「第一七章 大学教授会と学生団体」「第一八章 大学のカリキュラムと関連の題目」「第一九章 研究計画」から構成されている。ノハドは、現状分析を行つた後、行政面・物質面・教育内容面・財政面に課題が山積しているとし、大学管理法による処理、施設設備の復興、大学基準協会による最低基準の設定等を残された課題としている。なお、「第五部 成人教育」における「極東において共産主義に対抗する最大の武器の一つは、日本の啓発された選挙民である」との一文は、使節団報告書にそのまま採用されている。しかし、この文言を過大に評価し、使節団報告書を含め、当時の教育改革を全面否定してはならないであろう。

(2)教育刷新審議会は、一九五〇年六月『教育改革の現状と課題—教育刷新審議会報告書』をまとめ、同年九月に刊行したが、ここでは、「第六章 高等教育の改革」として、ヒューマニズムの復興のため、一般教養と専門教育との調和ある総合こそが大学教育の目的であること、大学の自由と自治の擁護、大学の計画的配置、新制大学の民

主的成立のための大学基準協会、大学設置審議会の役割、短期大学の使命、全国大学教授連合の発足を述べている。

(3) 文部省は、一九五〇年八月、『日本における教育改革の進展』を使節団に提出した。そこでは、現状を説明した後、今後の問題として、財政難、施設設備の不備、教員の質的・量的貧困を挙げている。教育刷新審議会報告書と対比し、実務的観点に立っている。

以上のように、C I & E、教育刷新審議会、文部省の三者は、第二次使節団にたいし、それぞれ報告書を提出したが、使節団報告書は、これらを参考しながら作成されたものと言える。

二、日本側の教育改革への取り組み

1 敗戦直後の日本側の動向

一九四五年八月一四日、ポツダム宣言の受諾により、日本は無条件降伏し、第二次世界大戦は終結した。日本政府は、戦時教育体制を平時に復帰させる措置を執った。

学徒動員の解除、平常の教科教授復原措置、陸海軍諸学校出身者及び在学者の文部省管下の諸学校への転入校、大学入学実施要領や高等学校、専門学校等への転校又は編入学実施要領、復員学徒の卒業や復学の措置、学校報国団の校友会への改組、学校教練教授要目、陸軍現役将校学校配属令など学徒軍事教育廃止、銃剣道廃止、戦時教育令廃止、学徒動員局、教学局、大学航空関係講座それぞれ廃止がそれである。

このように、政府・文部省は、教育体制の戦時色の払拭と平時への復帰を迅速に行つたが、敗戦直後の日本側の教育政策の基調は、新しい教育改革理念を模索しながらも、一九四五年八月一五日の文部大臣太田耕造の訓令や九月一五日の文部省「新日本建設ノ教育方針」に見られるように、国体護持にあつた。

これらは、迅速な官僚的措置として行われたというだけであつて、学徒動員、軍事教育、復員学徒などの行政措置が日本の青年男女に与えた痛みが捉えられたり、日本の教育関係者個々の戦争責任が自覚反省された訳ではない。重要資料の焼却のように、戦争責任の隠蔽もあつた。「一億総懺悔」は支配層の責任転嫁であるが、国民本来の戦争責任の追究とは異質であった。これらは、すべて国体護持の一環に過ぎなかつた。²⁴⁾

このようなかで、一九四五年一二月、閣議が決定した「女子教育刷新要綱」は、マッカーサーの五大指示に沿うものであり、大学への女子の門戸開放を決めた先駆的内容をもつていた。

2 日本側の諸提案

敗戦直後から、新聞、教授など識者、学生などからさまざまな大学刷新の声が上がつた。批判の対象は、大学令の目的規定「國家ニ須要ナル学術」や「国家思想ノ涵養」などにも向けられ、戦後大学改革を実質的に準備していく。²⁵⁾

一九四六年二月、米国教育使節団に協力するため設けられた日本側教育家委員会は、使節団と別に独自の改革案を用意した。その第一案も第二案も、上級中学校の上に四年制又は五年制の大学を設けるというものであり、旧制高校・専門学校の廃止を前提とし、修業年限も従来の三年とは異なつていた。また師範学校も新しい大学とすることを提案していた。

同時に、日本側教育家委員会は、米国使節団にたいして、極秘裡に①「全案を米国の計画をモデルとし、小学校、中等学校、専門学校、大学を単純化し、すべての段階での教育機会を拡充する」と単線型学校制度の提案を行つている（一九四六・三・二二、南原繁委員長とスタッダード団長との会談）、②六・三・三制の提案（青年学校その他に関する第三委員会報告書）、③旧制高校・師範廃止、専門学校と大学の差異を減少、高等教育段階のすべての施設に同一の学問的地位をもたせる、あらゆる総合大学に大学院の課程を創設する、共学（一九四六・三・二十五南

原繁、高木八尺とホール会談) の改革実現を要求している。⁽²⁶⁾

日本側委員会の審議と平行して、一九四六年三月から四月にかけて、東京帝国大学教育制度研究委員会も、大学改革を検討していたが、日本側委員会と同じように旧制高校・専門学校の廃止を前提とし、一九四六年四月一五日、大学四年制を答申している。⁽²⁷⁾ いずれも、使節団訪日と前後した日本側の自主的な動きであり、とくに戦前の代表的教育改革案を活用した点が注目される。

3 教育刷新委員会の審議

内閣総理大臣の諮問機関で、戦後教育改革の立案と審議に当たった教育刷新委員会では、一九四六年一〇月一八日の第七回総会から大学改革の審議に入った。同年一一月八日、「上級学校体系の問題」を審議する第五特別委員会が設置された。総会・特別委員会の論議を通して、旧制高校・専門学校は廃止が当然という空気があつたが、天野貞祐委員を中心に、旧制高校については「前期大学」の構想で、存続させようという提案がなされたが、四七年一二月一九日の第四九回総会で否決された。これより先、四六年一二月二七日の第一七回総会の「高等学校に続く教育機関について」との建議で「高等学校に続く学校は、四年の大学を原則とすること」となり、多元化した旧高等教育体制を否定するとともに、六・三・三・四の新学制が決定した。同時に、「教員の養成は、総合大学及び單科大学において、教育学科を置いてこれを行うこと」とされ、教員養成は大学で行うと決定した。⁽²⁸⁾ (他に、ESS／STの指導による学術体制刷新委員会の活動がある。)

三、高等教育改革立法の成立

1 教育勅語体制から憲法・教育基本法体制へ

教育勅語体制下の高等教育法令としては、教育立法の勅令主義の原則の下、学校種別の個別立法、すなわち、帝国大学令、大学令、高等学校令、専門学校令、学位令、師範教育令などがあげられ、国家主義的教育目標を掲げた。法律としては、財政を伴う帝国大学特別会計法など少数の例外があつた。さらに、治安立法が存在し、現役将校が学校に配属された。教育行政の中央集権の下、文部大臣には大幅な監督権が存在した。

憲法・教育基本法体制下の高等教育法令について説明する。一九四六年一一月、公布された日本国憲法は、第二三条で「学問の自由はこれを保障する」と定め、学問の自由と大学の自治が憲法上保障された。また第二六条が「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」と、国民の教育を受ける権利を定めたように、これは国民の高等教育への権利をも包含するものであつた。さらに、一九四七年三月公布された教育基本法は、第二条（教育の方針）で「教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において、実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、実際生活に即し、自發的精神を養い、自他の敬愛と協力によって、文化の創造と発展に貢献するよう努めなければならない。」と民主的教育目的を実現するために学問の自由の尊重を不可欠とした。

一九四七年三月三一日、教育基本法とともに公布された学校教育法は、第一に従来の幼稚園、国民学校から大学に至るまでの各学校令を单一の法律にまとめた総合立法である。とくに従来の教育立法の勅令主義の原則から国民主権に基づき教育立法の法律主義の原則に転換したことである。この单一の法律のなかで、大学を学校体系の一環

として位置づけ、学校制度の最終段階として、独立の章「第五章 大学」を規定し、学長、教職員（五八条）、教授会（五九条）など重要な規定を置いている。第一に大学における国家主義的目的を払拭し、民主的教育目的に改めたことである。すなわち「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」（第五十二条）とされ、学術研究の中心機関とされた。第三に、日本国憲法・教育基本法の示す諸原則、すなわち国民の教育を受ける権利の保障、学問の自由の尊重、教育の機会均等、男女共学、真理と平和を希求する人間の育成、教育行政の地方分権、私立学校の自主性等を前提として規定された。こうして、大学は、憲法の精神に基づき、青年男女に広く開かれたものとなつたのである。²⁹ このように、高等教育の場面では、憲法・教育基本法体制における学校教育法の地位が高く重いことに留意すべきである。

一九四九年一月一二日、教育公務員特例法が公布された。この法律は、他の公務員と異なる「教育を通じて国民全体に奉仕する教育公務員の職務とその責任の特殊性」（第一条）を明らかにすべく、教育公務員の任免、分限、町会、服務及び研修について定めたものである。とくに、学問の自由、大学の自治の尊重の精神から、大学の学長、教員及び部局長の任免、分限、懲戒及び服務について、それぞれの大学管理機関が自主的に行うよう特例を設けている。³⁰

四、占領軍の高等教育改革の具体化

1 占領管理機構の創設

一九四五年九月二二日、米国太平洋陸軍総司令官総司令部(GHQ/USAFPAC)に民間情報教育局(Civil Informa-

tion and Education Section, [CI&E]) が設置され、局長にダイク大佐 (Kenneth Reed Dyke) が就任、³⁰ 月一日、連合国軍最高司令官総司令部 (GHQ/SCAP) の設立とともに、直ちに監視情報教育局 (CI&E) が設置、局長は引き続きダイクであった。一九四六年五月以降は、ドナルド・ヌーゲン (Donald R. Nugent) が局長となる。³¹ ハーレー、占領教育政策を実施に移すとともに、日本の教育を管理する機構が設立された。CI&Eでは、教育課が高等教育を管掌したが、課内に高等教育グループ、高等教育班、高等教育係 (Higher Education Group, Higher Education Unit, Higher Education Branch) が存在した。³²

教育課（課長マーク・T・オア陸軍中佐、前職・国際関係南部協議会「カーネギー国際平和基金」副主事、課長補佐ジエラード・C・トマーナー、前職・ハンプトン研究所所長補佐、人間関係センター主事、教育学教授）では、一九四六年の大学担当 (Universities Officer) は、ウイグルスワース (Edwin F. Wigglesworth, 前職・ハーレーク大学外国貿易論・専任講師)³³、ドクター (Dr. P. W. Shay, 前職・USO 米慰問協会設備行政課計画主事) であった。Higher Education Unit は、一九四七年七月現在、イールズ W. C. Eells、マクグレール T. H. McGrail、シェイ・カーネル V. A. Carley、ホールズ L. Holmes の五名であり、四八年四月は分担が明示され、イールズは大学、マクグレールはカレッジ、カーネルは教師教育、ホールズ Lulu Holmes (前職・ワシントン州立大学女子学生部長) は女子教育である。³⁴ その頭の「スタッフ・リスト」を見ると、「高等教育グループ」は委員長イールズ (高等教育顧問)、ホールズ (女子教育顧問)、マクグレール (高等教育専門家)、カーネル (教師教育顧問) となつてゐる。ほかに、ベル Bell (社会科学コンサルタント)、ヒューズ・エドミ斯顿 Edmiston (自然科学コンサルタント) がいた。同時に、特別委員会として、高等研究委員会 Higher Research Committee があり、議長はハルパー・Halpern (社会科学・人文科学)、委員はエドワーブテン (自然科学)、イールズ (高等教育) となつてゐる。四八年七月の Higher Educa-

tion Branch では、イールズは大学、マクグレールはカレッジ、V. A. Carley は教師教育、四八年一〇月、女子教育にハスプ H. Hosp が加わる。四九年七月ステエルネカーカ L. W. Stalnakerk が加わる。五〇年七月以降ハスプの名前はなく、五一年一月以降マクグレール、カーレーのみである。五一年一〇月以降は、I.F.E.L、大学、ガイダンスの三役となつた。

このほか、経済科学局科学技術課 E.S.S./S.T. が占領期の科学技術政策を扱い、公衆衛生福祉局 P.H.W. は医学教育などを担当、民政局 G.S. は政治教育、天然資源局 N.R.S. は産業教育、国際検事局 I.P.S. は軍国主義に果たした教育の調査研究というように、G.H.Q の多くのセクションは高等教育にも関与した。

2 CI&Eによる高等教育改革の具体化

CI&E 教育課は、一九四六年一〇月、CI&E 高等教育委員会 (Higher Education Committee) を設置し、高等教育改革推進の具体的な作業に入った。この委員会の設置目的は、日本の高等教育システムを民主化する、と現在の高等教育システムを簡素化する、にあつた。このための具体的な課題として、① アクレディテーション基準の作成 (ホームズ Lulu Homes)、② 大学における教育方法と研究方法の向上 (ウイグルスワース E. F. Wigglesworth)、③ 大学におけるカリキュラムの向上 (シェイ P. W. Shay)、④ 六・三・三・四制の実施 (ウイグルスワース、ニコルズ J. R. Nichols)、⑤ 大学における教育レビューの向上、研究材料・教材の供給 (ウイグルスワース、ニコルズ)、⑥ 大学における社会的生活 (ウイグルスワース、ダーリン R. L. Durgin、ノルヴィエル J. W. Norviel ホームズ、ドノヴァン E. R. Donovan)、⑦ 通信課程と公開講座 (ウイグルスワース、シェイ)、⑧ 私立学校と国公立学校の相互関係 (マクグレール Thomas R. McGrail) が挙げられ、八名が担当した。⁽³³⁾

新制大学の発足にとって必要な行為は、使節団報告書が勧告したように、「資格認定」＝基準適用による資格判

定（アクレディテーション Accreditation）と「設置認可」（チャータリング Chartering）の二本柱であり、教育者で構成される主体がそれを自主的・学問的に行い、文部省の統制権を排除することを主眼としていた。

五、高等教育改革の実施

1 大学基準の成立

一九四六年一〇月二九日発足した「大学設立基準設定に関する協議会」は、C I & E の強力な指導を受けて、一九四七年三月二十五日から文部省主導型から脱し、自主的な運営を行うこととなる。さらに、全国の大学の代表による大学設立基準設定連合協議会も行われる。一九四七年七月七日の連合協議会で、「大学設置基準」「大学基準協会定款」を決定、大学基準協会の結成を承認した。翌八日、大学基準協会が発足した。そこで、協会は「大学設置基準」を「大学基準」として採択した。⁽³⁴⁾ この基準は、大学としての最低基準を定めたものであり、単位制をはじめ教員資格、施設設備など新制大学の基本を決定した。とくに注目されるのは、新制大学に「単位制度」を全面的に採用したこと、大学の学科に「一般教育科目」を設け、その開設を大学に義務づけたことである。

この大学基準は、戦後改革期以降、一九五六年一〇月に文部省令「大学設置基準」が制定されるまでの間、新制大学の設立認可基準としての役割を果たして行つた。なお、協会がアクレディテーションを実施するのは、結成四年後からである。

2 大学設置委員会の発足

C I & E は、当初、アクレディテーション・アソシエーション（大学基準協会）が設置認可を含めたアクレディテーション（この段階で、設置認可とアクレディテーションが分離されていなかつた）を行い、大学側の自治に委

ねるという構想を有していたが、そこに立ちはだかたのは、それ以前に制定されていた一九四七年三月の学校教育法の諸規定であり、公私立大学の設置認可は、大学設置委員会の答申に基づいて、文部大臣が行う仕組みとなつており、これを前提とせざるを得なかつた。そこで、C I & Eはアクレディテーションと設置認可を分離するよう構想を変更した。³⁵⁾

一九四八年一月、「大学設置委員会官制」（政令第一一号）により、大学設置委員会が文部大臣の諮問機関として発足し、大学設置認可の審査判定を行つた（同委員会は、官制公布以前の四七年一二月、第一回総会を開いている）。この委員会の半数は、大学基準協会からの選出委員であり、新制大学の基準に照らした厳重な審査を行つたこと、「大学基準」をそのまま大学の設置認可基準として使用したこと（一本立が一本立になつた）などが、その特質として挙げられよう。この委員会は、五〇年八月、大学設置審議会と改称された。³⁶⁾

3 国立大学設置一一原則と国立学校設置法

教育行政の地方分権の原則が確立していく過程で、国立大学の地方移譲が強く叫ばれるようになった。これにたいし、一九四七年一二月、教育刷新委員会は第九回建議事項「大学の地方移譲自治尊重並びに中央教育行政の民主化に関する決議」のなかで、教育委員会の能力、とくにその大学自治の理解水準、全国的視野、地方財政の現状等の理由から、地方移譲は不可能であるとした。さらに、翌四八年一月の第十一回建議事項では、地方移譲を適當とする大学の要件を例示し、時期方法について慎重を期すべきだとしている。

一九四八年三月二三日、大学設置委員会は、キリスト系私学・女子系私学を中心に公立一、私立一校の新制大学としての設置認可を与え、同年四月以降もひきつづき、多数の国公私立大学の審査を行つてゐる。³⁷⁾七月六日、C I & Eは、「日本の国立大学編成の原則」を文部省に提示する。それは、各都道府県に少なくとも一大学を設け、

その府県名を冠するとともに、文理学部・教育学部を別個に組織する等である。なお、四八年六月の文部省「国立新制大学実施要綱」については、その存在そのものが疑問視されているので、扱うべきではない。⁽³⁸⁾ 一原則を踏まえて立案された文部省「国立新制大学実施要領（案）」のもともと重要な点は、「国立新制大学は特別の地域（北海道、東京、愛知、大阪、京都、福岡）を除き同一地域にある官立学校はこれを合併して一大学とし一府県一大学の実現を図る」という一府県一大学の原則である。このような方針の下で、国立大学を含め大学の設置申請が行われたが、国立大学の統合再編には、一府県一大学の原則に抵触する複雑な問題を引き起こした。この原則実施の背景には、CIEによる大学の地方分散の意図と日本政府側の経費抑制のための高等教育機関の統合の意図があつたと指摘されている。⁽³⁹⁾

一九四九年五月三一日、国立学校設置法が公布され、六九校の新制国立大学が発足した。

4 短期大学制度の暫定的発足

一九四八年一二月二四日、教育刷新委員会第八六回総会において、和田小六大学設置委員会委員長から南原繁委員長宛書簡「二年制大学について」が公表された。そこでは、新学制の完全実施と高等教育の門戸開放を目的としていた。これを受け、四九年一月一八日の第八七回総会は第二七回建議事項「二年又は三年制の大学について」を採択し、暫定措置としての二年又は三年制の大学を設けることとした。これは全ての旧制高等教育機関を四年制大学に再編成することは不可能であるとの認識に立脚していた。

CIE内部では、一九四七年四月一日着任した高等教育顧問イールズ Walter Crosby Eells が同月三〇日付けでオア教育課長宛「日本の高等教育再編案の論評」Comments on Proposed Reorganisation of Higher Education in Japan. で、教育課の六一三一三四案に反対し、ジュニア・カレッジと準専門教育（半専門的職業教育）の必

要性を提起した。⁽⁴⁰⁾ それ以来、この問題は、教育課高等教育班における最大の論争点となり、イールズ案は、旧来の制度を維持し、今までの仕事を損ない、日本側を混乱せると、強く反対する意見があり、その凍結を要求したり、コーディネイターからの解任を要求する見解も現れた。⁽⁴¹⁾

イールズの一九四九年「日本における準専門教育」*Semi-professional Education in Japan*は、使節団報告書の高専のカリキュラム自由化と準専門教育（半専門的職業教育）の重要性を引用し、教育課はほとんど考慮していないと批判し、準専門教育は、専門教育と技能教育の中間であり、ジュニア・カレッジか工業専門学校 Technical Institute が必要であると説いている。やがて、「既に公認されているタイプの学校を破壊しようと努めている」と、多数の弱小大学をつくる危険がある」と、「費用が過大になりそつないと」（略）五、専門学校の再編を行うことを論じ、実行案として、一、日本の高等教育に準専門教育の地位を強調する、二、日本当局に承認されるよう、計画の主要点を向上させる、三、専門学校が高校と大学の中間にあるよう系統的な作業を行い権威付ける、四、新しい専門学校の創設、五、関係立法の改正または増設、六、学位、七、ジュニア・カレッジか工業専門学校 Technical Institute に関する出版を挙げた。⁽⁴²⁾

このように、米国のジュニア・カレッジの専門家であるイールズは、ジュニア・カレッジを完結教育機関として推進し、日本側に強い影響を与えた。

一九四九年六月一日、二年又は三年制の大学を短期大学と称する学校教育法一部改正が公布、短期大学制度が発足した（一九六三年度から恒久化された）。同年八月、大学設置委員会は「短期大学設置基準」を制定、五〇年四月、短期大学が発足した。五〇年度には、一四九の短期大学が設立を認可された。

5 新制大学院の発足

一九四七年三月三一日公布された学校教育法では、「第五章 大学」において、以下のような大学院規定が成立了。

「第六十三条 大学には、大学院を置くことができる」

「第六十五条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。」

「第六十六条 大学院には、数個の研究科を置くことを常例とする。但し、特別の必要がある場合には、単に一個の研究科を置くものを大学院とすることができる。」

「第六十七条 大学院に入学することができると認められた者」とする。

「大学院を置く大学は、監督廳の定めるところにより、博士その他の学位を授与することができる。」

博士その他の学位に関する事項を定めるについては、監督廳は、大学設置委員会に諮問しなければならない。教育刷新委員会では、一九四八年七月一九日、第二〇回建議事項「科学研究者養成に関すること」を採択したが、その第一項で「学校体系の中には、大学院を拡充強化して、教育および研究を職とするものはもちろん、社会の各方面において高等の学術を基礎として活動する人材を養成することが必要である」とし、研究者養成を打ち出した。

これにたいし、C.I.&Eの内面指導の下、大学基準協会が「大学院基準」の作成を行い、一九四九年四月二二日、同評議員会において「大学院基準及びその解説」の決定をみた。ここでは、大学院を大学の上につづく学校体系であり、学部と有機的な関係をもつものとしつつ、修士課程・博士課程から成る一つの教育組織として設定し、単位

規定を定め、研究所と異なるものとした。

大学院基準が決定した翌一九五〇年二月、大学設置審議会は、これを大学院設置基準として採択、直ちに設置審査を開始した。この結果、新制大学院は、一九五〇年に私立四大学の大学院設置にはじまり、国公立大学の場合は一九五三年以降、設置が始まつた。

6 大学管理法問題

戦後日本の教育改革立法は、大学管理法の制定をもつて完成する筈であつたが、結局、单一の総合的法律は成立せず、個別の法規によつて処理されることとなるが、この経緯を概観する。⁽⁴³⁾

戦前日本において、教授会を中心に大学自治の諸慣行が形成されていたものの、基本的には国家統制の枠内にあつた。戦後改革において、米国教育使節団（第一次）が強調したのは、大学の自由の回復と官僚統制の排除であつた。先述の通り、日本国憲法の学問の自由条項は、大学自治を保障する規定であった。学校教育法の教授会必置規定もまた、大学自治の枠組みを構築していくものであつた。さらに、教育公務員特例法は、協議会、評議会、教授会という大学管理機関について定めるとともに、それら機関との関係で、大学の学長、学部長、教員の任用、免職、休職、復職及び懲戒処分など大学人事の自治的あり方を定めた。

大学管理問題は、学問の自由と大学の自治をどう確立するかという問題と大学がどう国民への責任を果たし、国民の期待に応えるかという二つの問題から成り立つ。一九四七年の学校教育法と一九四九年の教育公務員特例法によつて、大学管理の基本的枠組みは成立したが、概ね大学の自治を慣行に委ねず、実定法の規定とするものであり、前者の大学の自治には、学生の学習権保障を含めた大学の全構成員の自治保障の問題があり、後者の大学への社会的要請の問題とともに、なお論議を深めねばならなかつた。

問題の発端となるのは、一九四七年一一月の大学行政の地方委譲問題であり、国立大学にたいする教育行政を地方自治体に委譲するという案であった。これにたいし、教育刷新委員会は、地方教育委員会が大学の任務遂行についての理解水準を有しないこと、教育的国土計画樹立が不可能になることを理由に反対したため、沙汰止みとなつた。

一九四八年一〇月一四日、文部省は「大学法試案要綱」を発表した。これは、イールズなどC I & Eの強力な内面指導によるものと見られている。その内容は、(1)中央審議会、(2)各大学の管理委員会、(3)教授会の三段階から成る大学管理機構を定めたものである。

(1)中央審議会は、中央に置かれ、国公私立大学長の選挙による者六名、衆参文教委員会任命各一名、文部大臣任命七名、計一五名の委員で構成、大学教育の一般方針などを勧告・助言する。(2)各大学管理委員会は、大学の組織・行政に関する一般方針を決定するとともに、とくに学長・学部長などの人事、予算、学位授与などの権限を有するものであり、国家代表、府県代表、同窓会代表、教授会代表各三名と学長計一三名から構成される。この点に論議が集中した。学内の決定機関に学外者を過半数いれる点について、大学民主化か学外勢力の大学支配かという対応であり、日教組、全学連案は、職員・学生参加を主眼とした。なお、ここには、先の学生の権利保障や全構成員自治の問題が提起されている。(3)教授会は、学長などの推薦、入学・卒業資格の決定、教務関係、厚生福祉指導などを行い、人事や予算の決定は除かれている。これは、米国州立大学の理事会を範としたものであり、日本の教授会方式とは異なるものであった。このため、この「試案」にたいし、発表直後の一〇月二五日、国立総合大学学長会議は、大学の自由を犠牲にするものと反対した。さらに、教育刷新委員会は一九四八年一一月一二日採択の第二六回建議事項「大学法試案要綱について」において、国立大学に限定して立案し、中央に国立大学の一般方針を決定する国立大学教育委員会、各大学に予算の廃止や学部・研究科の設置廃止など一般方針の審議勧告を行う商議会(大

学評議会選出の教授及び学長、国立大学教育委員会の任命するもの、同窓会代表)、教授会および評議会(全教授で構成)を置くものであり、大学の官僚統制を排除するとともに、民間人の大学管理参加を保障しようとするものであつた。このほか、国立大学総長会議、日本学術会議、東大、全学連、日教組などの対案がみられた。これらは、大学自治觀において大きな差異が見られたが、学外者に大学管理の決定権を与えない点で共通していた。教刷委案、総長会議案、東大修正案は、中央は職能各界代表、全学連案や日教組案は、中央委員会公選であつた。

一九四八年九月の全学連(全国学生自治会連合)結成前後から、理事会方式に対する学生の大学法反対運動が活発となる。一九四九年三月の「大学法案全国対策協議会」結成へと運動は全国的広がりを見せていく。^{〔44〕} このような反対運動によつて、同年五月、大学法案の国会上程は中止となつた。

しかし、同年九月、文部省は、「国立大学管理法案起草協議会」を設置、教育刷新審議会、日本学術会議など教育學術関係の機関や団体が参加し、国立大学管理条例・公立大学管理条例の立案に当たつた。これは、日本側の自主性を反映したものであり、大学自治を擁護しつつ、大学行政への民意を反映させる目的を有していた。とくに、民意の反映は、学長の諮問機関、商議会(又は参議会)に現れていた。一九五一年三月、法案は国会提出となつたが、法案にたいする批判的意見も数多くみられ、大学管理のあり方という根本問題の解明を見ないまま、審議未了、廃案となつた。

当時の見解のなかには、城戸幡太郎や新村猛に見られる次のような先駆的見解があつた。

「大学の教育は単に大学のための大学による教育ではない。大学の民主化が、国民のための大学である限り、大学の教育は当然国民によつて計画されなければならぬ。」^{〔45〕}(城戸幡太郎)

「当初から民主的共和国として建設されたアメリカが生み出した教育委員会と大学理事会(B・T)の制度を、

われわれは日本の状態にふさわしいように改修しつつ活用することによって、わが国の学校教育制度を進歩させることはできないであろうか：私は大学理事会は官立大学民主化の確かに屈強で有効な一方策たることを失わないものと認めて、これに賛同するものである。」（新村猛「大学の危機」）⁴⁶⁾

後に、当事者の我妻栄も、次のように自省している。

「従来われわれのもつてていた大学のイメージ、CIEの示した構想がこれに相いれないものだと感じた時、われわれはもつと真剣にわれわれのもつていたイメージしたものについて反省すべきであつたと私は今にして考えておるのであります」（我妻栄「大学紛争についての二つの反省」）⁴⁷⁾

これらの見解を踏まえて、寺崎昌男は、次のように指摘したいる。

「研究教育機関としての大学の管理運営制度の将来について考えてみると結局二つの点が考慮されるべきと思う。その一つは、大学の管理運営の慣行を固定的なものとしてではなく、形成的・創造的なものとして考えるべきであり、大學は、自己の内部に絶えざる自己革新を保障するような制度ないし慣行を創出することを考えるべきであろうという問題である。第二には、研究教育機関としての自律性を保ちながら、しかも同時に正当な社会的 requirement を反映させてゆく機構をいかに設定してゆくかという問題である。」「まず、新制大学が各地に設置されているが、その地方の産業や生活の正当な要求を反映させる組織が造られてよいのではないか。また全国レベルにおいても、高等教育の基本方針や将来計画などに関して、国民の意思を正当に反映させる組織が作られてよいであろう。これらの組織は、大学の代表者と、学界・教育界・政界・産業界・労働組織・地域居住者等の代表によつて構成される。これらの諸機関・組織は、定期的に開催され、行政機関に媒介されることなく、直接に国民各層の意見を大学に伝え、大学はこれに応えることとする」⁴⁸⁾

以上のように、大学管理における「国民のための大学」という視点、民衆統制を考える視点が必要であった。例えれば、大学改革と教育委員会制度や中央教育委員会案との整合性を考察するような観点が欠如したことが、温存された行政権の大学支配をさらに強化させることに連なつたのではないか。

7 イールズ事件と大学のレッド・ページ

米国国内では、マッカーシズムの嵐が、一九五〇年二月のマッカーシー上院議員の国務省の共産主義者非難演説から一九五四年八月の上院小委員会のマ議員譴責決議に至るまで吹き荒れた。⁽⁴⁹⁾ 映画「真実の瞬間 Guilty by Suspicion」は、この頃のハリウッド映画人の抵抗を見事に描いている。マッカーシズムの背景には、米ソ冷戦体制の成立など国際情勢の緊張激化があるが、それは、日本の占領政策にも微妙な影を投げかけた。教育政策の場面でも、公立学校教職員約一二〇〇名のレッド・ページ⁽⁵⁰⁾が行われ、やがて、大学にまで波及していった。総司令部GHQ/SCAPにおける推進役は、最高司令官マッカーサーから特命を受けて活動したC I & Eの高等教育顧問イールズであった。⁽⁵¹⁾

イールズ Walter Crosby Elles (1886-1963) は、一八八六年三月六日、ワシントン州生まれ、ホイットマン大学卒業、一九二一年シカゴ大学文学修士、一九二七年スタンフォード大学哲学博士、一九二七—三八年同大学教育学教授、一九三八—四五年米国短期大学協会事務局長、一九四五—四七年米国復員軍人行政部外国教育課長、一九四七年四月一日GHQ/SCAP、C I & E高等教育顧問、一九五一年三月辞任、一九六三年三月六日死去。この経歴の示すように、短大問題、復員軍人行政を通しての反共が彼の二大特質と考えられる。

イールズ文書は、米国ワシントン州ワラワラのホイットマン大学図書館アーカイブスに所蔵されている。彼自身が整理し、目録を付けたものであり、製本された資料は一八冊に及ぶ。⁽⁵²⁾

イールズ文書には、大学別・地区別ファイルがあり、付表の通りである。一九四九年七月一九日、新潟大学の開校式で、イールズは、共産主義的教授の追放を演説したのを皮切りに、一連の講演旅行が始まる。〔付表二〕イールズ・地区別大学会議要約 *Summary of University Conferences* は、一九四九年一二月から一九五〇年五月にかけての一覧表であるが、それによれば、全国三〇地区（一七国立大学）で、一一八の大学の代表者、主要会議（Initial meetings）の出席者一一、六二一五名、学部会議（Faculty Conferences）の出席者一、九二五名、学生団体関係会議の出席者（Student Government Conferences）一、一一一〇名、保健体育関係会議（Health and Physical Education Conferences）の出席者九二〇名となつてゐる。

例えば、中部・東海地区では、一九四九年一二月一九日、金沢大学で、一二一、福井大学で、五〇年一月一四日、静岡大学で、共産主義者は大学教授としての資格がないことを強調した。名古屋大学では、同年二月一六日から一七日にかけて行われ、五大大学の代表が出席、主要会議には三五〇名が出席、学部段階の会議には五〇名、学生団体関係の会議は一一五名がそれぞれ出席している。イールズは、東京でも、法政大学、日本大学、駒沢大学など四箇所で三、二七五名に「学問の自由と共産主義」に関する講演を行つてゐる。

このほか、イールズ文書には、*Communism in Education in Japan -Jan. 1949-Aug. 1950 (all954pages)* が含まれているが、これは、彼が滞日中に収集した英文・日本文の原資料を、帰国後の一九五四年に整理し、製本したものである。〔付表二〕イールズ文書・大学別リスト参照。

イールズの講演旅行は、一九五〇年五月二日の東北大学事件、同月一五、一六日の北海道大学事件で、クライマックスに達した。東北大学では、学生の抗議活動により講演会が流会した。北海道大学では、第一日の講演会、懇談会は無事行われたが、第二日の懇談会は、学生と教職員の反対により混乱のうちに中止となつた。イールズ講演に

ついては、四九年一〇月、全国大学教授連合総会決議、日本學術會議決議、南原繁東大総長談話等、學問の自由の見地からの批判的見解が見られた。

五一年三月二七日付け米極東軍総司令部軍事諜報部「日本の“赤い”大学教授」“Red” Professors in Japanese Universities. 16sheets は、主要大学の左翼教授のリストである。⁽⁵³⁾ 大学教員のレッド・ページの実態はどうであつたか。公立学校教員のように大規模に行われなかつたが、少数の事例が存在していた。とくに、旧制から新制への制度移行期であつたため、旧制の教官を思想的理由で、新制大学では任用しないという実質的な免職に当たるものもみられた。(国立) 弘前大昇任拒否・解職一名・一名不任用、山形大辞職勧告⁵⁴ 事実上免職一名、新潟大五名辞職勧告、内一名休職处分、一名不任用、茨城大一名不任用、神戸大一名免職、山口大二名不任用。(私立) 慶應大一名解職、法政大三名解職、東京女子大二名不任用が記録され、国立・私立あわせて一五名の大学教員が職場を追われている。このほか、秋田大、富山大、九大等においても、辞職勧告などがみられたと伝えられるので、実数はこれを上回ることも考えられる。

8 政令諮詢委員会「教育制度に関する答申」

一九五一年五月一日、リッジウェイ連合国軍最高司令官は、占領下諸法規再検討の権限を日本政府へ委譲すると声明した。この声明に基づきポツダム政令などの諸法令を再検討するための政令諮詢委員会（吉田首相の私的諮詢機関）が直ちに設けられた。同年一一月一六日、委員会は「教育制度に関する答申」を決定した。

答申は、戦後の学制改革の見直しの観点として、「わが国の実情に即しない画一的な教育制度を改め、実際社会の要求に応じ得る弾力性をもつた教育制度を確立すること」「普通教育を偏重する従来の制度を改め、職業教育の尊重強化と教科内容の充実合理化を実現すること」「現在のわが国の国力では、六三制の完全な実施を早急に実現

することは、極めて困難であり、……教育施設その他の不十分をしのんで最善の教育効果をあげるよう工夫と努力をすること」を挙げている。⁵⁵これらの主張は、産業界の主張を集約したものと見られる。

そこでは、デモクラシーの要請よりエコノミーとエフィシエンシーの見地が重視された。委員の一人、田中二郎は、後年、次のように、当時を回顧している。⁵⁶

「冒頭に、行政機構改革の基本の方針をどう考えるべきかという問題の提起をしましたところ、ある委員から言下に、それはデモクラシー、エコノミー及びエフィシエンシーだ、これを基本原則として制度の改革を考えていこうではないか、という意見が出ました。これは一見非常に巧妙な表現ですが、よく考えてみると、デモクラシーといふものと、エコノミーとかエフィシエンシーといふものとが、必ずしも両立しない、むしろ反対になる場合が少なくないと思うのですが、その場合にどちらに重点をおいて考えればよいかという質問をしました。そこに返ってきた返事は、それは、具体的な問題において、個々に考えるほかはないが、全体総合的に考えるほかはないということになりました。ところが、現実に具体的なある問題を審議する段階になりますと、国、地方を通じて行政委員会の制度は、まったく能率の悪い、不経済な制度だからこれは原則として廃止すべきだと判断され、そこでは、デモクラシーの要請は、まったく無視されて、エコノミー、エフィシエンシーの見地からのこれにたいする批判のみが強く出てまいりました。そして、行政委員会は、一応、全部廃止することを原則とすべきだという意見が述べられました。こういう意見に対し、私は、強く抵抗し、行政委員会制度を導入したいきさつ、これを存置する必要のあるゆえんを強調しました。」

答申は、高等教育に関しては、専修大学の新設を次のように主張した。「大学は、二年または三年の専修大学と四年以上の普通大学とに分かつこと。専修大学は、専門的職業教育を主とするもの（工、商、農各専修大学）と教

員養成を主とするもの（教育専修大学）とに分か」つこととしている。さらに六三制の例外として、「高等学校（三）と大学の（二）または（三）とを併せた五年制または六年制の農、工、商、教育等の職業教育に重点をおく『専修大学』を認めること」とし、職業教育の重視、教員養成の一般大学からの分離を強調している。

占領後期、高等教育の民主主義化をめざす改革は、従来と同じように、引き続き実施されていくが、米国の対日占領政策の変更は、レッド・ページなどに見られるように、占領教育政策の一部にも微妙な変化を引き起こしていく。その起点が、一九五一年のリッジウェイ声明であり、それに基づく政令諮詢委員会「教育制度に関する答申」であった。同時に、占領終了・独立を見越した政府文部省の改革姿勢の鈍化も存在した。

一九五〇年代、日本の講和独立以降も、全体としては、教育の民主主義化の基調は維持されていたが、戦後教育改革の「見直し」、「わが国の国力と国情とに適合」した教育制度、「実際社会の要求に応じ得る」弾力的学校体系の確立など、産業界を中心とする要求が高等教育の場面でもくりかえされ、大学設置基準の制定など様々な措置がとられたように、政府の教育政策に反映する側面もみられた。さらに、これらを伏線として、日本の高等教育は、六〇年代の高度成長期へと向かう。

おわりに

今日、大学五六五、短大五九六、学生数三〇四万人、高等教育進学率四五・二%（一九九五年）に上る。高等教育人口の拡大をはじめ、この発展をもたらしたものは、戦後日本の高等教育改革であり、高等教育機会の万人への開放という民主的意義を担うものであった。反面では、この改革が迅速に行われたため、新しい制度を支える基盤

を充分に作りあげる余裕がなかつたため、絶えざる改革が必要とされてきた。

注

- (1) 兼子仁『教育法(新版)』一六頁。
- (2) 米国の文献として、William A. Kaplin, *The Law of Higher Education*, Jossey-Bass Publishers, 1978. がある。
内容構成は、一、中等後教育法概観、二、大学と理事会、行政官、代理人、三、大学と学部、四、大学と学生、五、大學と地域社会、六、大学と州政府、七、大学と連邦政府、八、大学と基準認定機関である。
- (3) 高等教育法の関連文献としては、天城勲・慶伊富長編『大学設置基準の研究』(東大出版会、一九七七)、飯島宗一・戸田修三・西原春夫編『大学設置・評価の研究』(東信堂、一九九〇) がある。なお、コメンタールとして、有倉遼吉編『新版教育法』日本評論社の学校教育法・大学コメンタール(寺崎昌男ほか)が優れている。
- (4) 特徴は、日誌風の叙述であり、高等教育五二項目から成る。主要項目は、見出し。再編計画、大学基準協会、大学設置委員会 University Chartering Committee、国立機関、短期大学 Short Course University、高等教育進学の民主化、教養教育、高等教育における分権化と自由である。
- (5) 大学関係は、第一六章 大学再編成、第一七章 大学教職員・学生、第一八章 大学のカリキュラム、第一九章 研究計画、第二〇章 文化交換計画の五章から成る。
- (6) 佐藤秀夫(代表者)編『海外学術研究・報告書 占領期日本教育に関する在米史料の調査研究』(国立教育研究所、一九八八) 参照。
- (7) 山崎犀一『日本教育行政法』二二九頁、日黒書店、一九四二。

(8)

五十嵐顕・伊ヶ崎暁生編『戦後教育の歴史』一〇〇頁。青木書店、一九七〇。

「第一次教育使節団、それと前後したレッド・ページなど、朝鮮戦争を境として、戦後教育改革の民主主義的な面を次第につきくずす動きが顕著となってきた。」同前一〇一頁。

宗像誠也・五十嵐顕・持田栄一「占領下の教育改革」『日本資本主義講座』第二卷(岩波、一九五三)でも、「その(占領政策の)転換の後においては、使節団報告書の自由の教説は、占領行政の自由抑圧の事実と矛盾し、分裂した。アメリカの反共政策が強くなるにしたがって、日本の保守反動的勢力との協同が強まり、これにともなって教育民主化の構図は中に浮いてしまった。」としている。

(9) 松尾尊兌『国際国家への出発』(集英社版・日本の歴史二一、一九九三)では、「逆コース」について「以上、防衛力の強化以下の諸施策は明らかに占領下の非軍事化・民主化政策に逆行するもので、『逆コース』と呼ばれるのにふさわしかつたが、これによって戦後改革の成果がすべて抹殺され、戦前体制が復活したわけではない。権利意識にめざめた国民を前に、寄生地主制を復活させたり、労働三権を取り上げたりすることは不可能であった。政府はアメリカのアジア戦略に従属しつつ経済発展をはかるために、民主化の「修正」をはかったので。民主化そのものを否定したわけではない。その民主化の「修正」も、社会党・総評を中心とする革新派の強い抵抗にあい、一定の限度にとどめざるをえなかつたといえよう。」一八七頁。

升味準之輔『戦後政治』下巻、二七一—二頁。(東大出版会、一九八三)では、「逆コース」体制の確立について、「すべてがゆりもどしたわけではない。ある分野では改革がそのまま残り、ある分野では緩和されたり廃止されたりした」とする。

中村政則編『占領と戦後改革』九八頁。(吉川弘文館、一九九四)では、「逆コースを戦前の秩序への復帰と定義すれば……戦後改革の成果が逆コースによってどの程度まで無効にされたのかを検討すれば、改革の見直しが叫ばれたにもかかわらず、戦後改革の基本的な部分は維持されたことがわかる」とする。

セオドア・コーベン『日本占領革命』下巻、三五六頁。(TBSブリタニカ、一九八三)でも「急進的な改革は日本の

社会構造のなかに根を下ろし・占領後期の政策も最初三年半の成果を元に戻すことはできなかつたし、また、そのつもりもなかつた。』とする。

- (10) 前掲大田編『戦後日本教育史』が「このようなかで（レッド・ページー引用者注）提出された第一次米国教育使節団報告書には『極東において共産主義に対抗する最大の武器の一つは、日本の啓発された選挙民である』との一文が明記されており、非軍事化と自由主義を基調とした第一次使節団報告書と大きく性格を異にしていた』（二一〇一二一一頁）とするのは、一例である。
- (11) 文部省大臣官房人事課『教職員の適格審査に関する記録』一九五一。
- (12) CI&E Bulletin, Vol.1, No.4, 16 July 1947.
- (13) 山本礼子『占領下における教職追放』参照、明星大学出版部、一九九四年。
- (14) 羽田貴史『戦後大学改革の過程—戦後大学政策・制度・行政の展開—』前掲。
- (15) この経緯は、土持ゲーリー法一『米国教育使節団の研究』参照（玉川大学出版部、一九九一年）
- (16) 土持「新制大学の成立経緯に関する一考察」前掲。
- (17) 一次・二次報告書の訳文については、佐藤秀夫編『米国対日教育使節団に関する総合的研究』参照、戦後教育改革資料一〇、国立教育研究所、一九九一年。
- (18) 土持「新制大学の成立経緯に関する一考察」前掲。
- (19) 羽田「新制大学と理工教育」一四四頁。『通史』日本の科学技術』一、前掲書
- (20) 中山茂「サイエンス・ミッションの来日」同前。
- (21) 鈴木英一『日本占領と教育改革』（勁草書房、一九八三）参照。
- (22) 海後・寺崎『大学教育』一二〇頁。前掲書。
- (23) 海後宗臣『教育改革』一四五頁。（東大出版会、一九七五）
- (24) 羽田「戦後大学改革の過程」四四頁。以下は、この時期のもつ重要性を大学や文部省の自主改革との関連で指摘している。

る。寺崎昌男『大学の歴史』一七六頁。前掲書参照。

- (25) 寺崎昌男・成田克矢編『大学の歴史』参照、前掲書。

- (26) 土持ゲーリー法」『米国教育使節団の研究』参照、前掲書。

- (27) 寺崎昌男「資料『東京大学教育制度研究委員会記録（一九四六年・海後宗臣蔵）』（『東京大学史紀要』第七号、一九八九）

- (28) 日本近代教育史料研究会編『教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録』全一二卷（岩波）参照。

- (29) 内藤謙二郎『学校教育法解説』（ひかり出版社、一九四七）参照。

- (30) 辻田力監修『教育公務員特例法—解説と資料—』（時事通信社、一九四九年）参照。

- (31) 鈴木英一『日本占領と教育改革』前掲書参照。

- (32) 'Staff List' *Joseph C. Trainor Collection*. Box. No.50. 'Staff Meeting' Ibid. Box No.51.

- (33) E. F. Wigglesworth, Higher Education Committee. 21, Oct. 1946, Ibid. Box No.29.

- (34) 田中征男『戦後改革と大学基準協会の形成』前掲書、『日本近代教育百年史』第六卷、四二〇頁参照、前掲書。

- (35) 酒井祐史「大学基準の設定とその運用方法に関するC & Eの政策」前掲論文参照。

- (36) 海後・寺崎『大学教育』前掲書五二九頁以下参照。

- (37) 羽田貴史「戦後大学改革過程の研究」前掲論文。

- (38) 羽田貴史「戦後教育改革と大学の國土計画」（下）前掲論文。

- (39) 海後・寺崎『大学教育』一〇五一—一〇六頁、前掲書。

- (40) Walter Crosby Eells. 'Comments on Proposed Reorganisation of Higher Education in Japan.' *Joseph C. Trainor Collection*.
Box No.29.

- (41) Joseph C. Trainor, *Educational Reform in Occupied Japan*. p234. Meisei University Press. 1983.

- (42) W. C. Eells, 'Semi-professional Education in Japan' "Research" Vol. IX, 1945-1952. *Walter Crosby Eells Collection*.

- 参照・『米国スルニア・カレッジにおける諸問題—昭和二二五年度秋季総会に於けるイールズ博士講演要旨—』短大教

育研究資料第一号、日本私立短期大学協会、Walter Crosby Eells Collection.

- (43) 前掲『大学教育』第七章参照。
- (44) 読売新聞社教育部著『「大学法」論争と学生運動』(壮文社、一九四九)、国立国会図書館調査立法考查局『大学法案をめぐる諸論』一九四九参照。
- (45) 「東京新聞」一九四八・一一・二六一一七
- (46) 『朝日評論』一九四九年三月号
- (47) 『世界』一九六九年七月号
- (48) 寺崎昌男「戦後大学改革が残した課題」『教育学研究』第三十六卷第四号、一九六九・一二)
- (49) R・H・ロービア著、宮地健次郎訳『マッカーシーズム』(岩波文庫、一九八四)、黒川修司『赤狩り時代の米国大学』(中公新書、一九九四)、Ellen Schrecker, *The Age of McCarthyism*, Bedford Books of St. Martin's Press. 1994.
- (50) 明神勲「教員レッド・ページの被追放者数をめぐる—「約一七〇〇名」説批判—」(北海道教育大学紀要(第一部C)第三十八卷第二号、一九八八年)
- (51) マーク・T・オア(鈴木英一・加藤繁美訳)「改革者たち・連合国占領期の日本の教育」(『教育改革研究』第三号、名古屋大学教育学部、一九八六)
- (52) 佐藤秀夫(代表者)編『海外学術研究・報告書 占領期日本教育に関する在米史料の調査研究』九七頁以下、前掲書。
- (53) GHQ/SCAP Records (CIE&E), Box No.5095, (Washington National Records Center [WNRC]).
- (54) 平田哲男編『大学自治の危機—神戸大学レッド・ページ事件の解明—』(白石書店、一九九二)、八耳俊文「学会の民主化とレッド・ページ」(『通史』日本の科学技術』一、前掲書)参照。
- (55) 東京大学教育学部研究室編『季刊教育学』第一号(学芸図書、一九五二)
- (56) 田中一郎「地方自治と教育委員会制度」(『地域住民と教育法の創造—日本教育法学会年報第四号—』有斐閣、一九七五)。

(追記) この論文は、東日本大学史連絡協議会・西日本大学史担当者会の一九九五年度合同研究部会の第二日、一九九五年一〇月一七日に行つた私の講演を補筆したものである。

(一九九六年一月二九日記)
(すずき・えいいち、名古屋大学名誉教授)

[付表1] 各大学教員適格審査委員会審査結果

注) 適…適格者、不…不適格者の略

(その1)

審査会	適	不	計	審査会	適	不	計
北海道大学	1097	1	1098	東京大学	2965	5	2970
北海道学芸				東京教育	178	1	179
室蘭工業	10		10	東京外語	23		23
小樽商科				お茶の水女子	19		19
帯広畜産	4		4	東京学芸	22		22
札幌畜産	48		48	東京芸術	20		20
弘前大学	118		118	一橋大学	66	3	69
岩手大学	18		18	東京工大	518	4	522
岩手医科	0	0	0	電気通信	10		10
東北大学	1464	3	1467	東京農工	66		66
東北学院大学	6		6	東京医科歯科	102		102
宮城学院大学	0	0	0	東京都立	51		51
東北薬科				慶應義塾	1307	3	1310
秋田大学	9	0	9	早稲田大	437	6	443
山形大学	29	0	29	明治大学	154	1	155
福島大学	9	0	9	中央大学	203		203
福島県立医大	54	0	54	日本大学	672	5	677
茨城大学	15		15	立教大学	102	1	103
茨城県立農大				青山学院	10		10
日本体育大学	0	0	0	学習院大	14		14
宇都宮大学	12		12	法政大学	119	1	120
群馬大学	109		109	専修大学	99		99
埼玉大学	6		6	国学院大			
千葉大学	462		462	紅陵大学			
和洋女子	3		3	上智大学	76		76
東邦大学	46		46	明治学院	12		12
千葉工業				東京文教			
千葉商科				成蹊大学	8		8

(その2)

審査会	適	不	計	審査会	適	不	計
武蔵大学	4		4	工学院大			
東京経済	3		3	芝浦工大	6		6
駒沢大学	40	1	41	東京慈恵	649	1	695
立正大学	32		32	星薬科			
大正大学	62		62	日本医科			
東洋大学	62	3	65	昭和医科	63		63
東京文化	5		5	東京医科			
玉川大学	11		11	順天堂医	12		12
東京神学				東京女子	108		108
日本女子				日本歯科	46		46
東京女子	9		9	東京歯科	76		76
津田塾大				国立音楽			
聖心女子	22		22	成城大学	3		3
実践女子				高千穂商科			
共立女子	7		7	横浜国立	23		23
大妻女子				東京水産	20		20
昭和女子	8		8	横浜市立	97		97
東京家政				神奈川大	13		13
武蔵野音楽	16		16	大阪市立医大	99		99
女子美術	3		3	関東学院	14		14
明治薬科				相模女子			
東京薬科	9		9	麻布獣医			
共立薬科				清泉女子	13		13
昭和薬科				新潟大学	446	2	448
日本獣医畜産				富山大学	10		10
東京獣医				金沢大学	422		422
東京農業	129	1	130	福井大学			
東京理科				山梨大学	37		37
東京電気				信州大学	127		127
武蔵工業				岐阜大学	13		13

(その3)

審査会	適	不	計	審査会	適	不	計
県立岐阜大学				種智院大学			
岐阜薬科	49		49	佛教大学	2		2
静岡大学	28		28	花園大学	1		1
商船大学	24		24	京都女子			
東海大学	11		11	同志社女子	0		0
名古屋大学	897		897	京都薬科			
名古屋工大				奈良女子	4		4
愛知学芸	9		9	奈良学芸	7		7
名古屋市大	182		182	奈良県立	77		77
愛知大学				天理大学	2		2
南山大学	26		26	和歌山大	21		21
金城学院				和歌山県立医大	72		72
名城大学				高野山大	21	2	23
堀山女学院				大阪大学	1149		1149
東海同朋	7		7	大阪外国語	8		8
三重大学	13		13	大阪学芸	13		13
三重県立	48		48	大阪市立	190		190
福岡学芸	7		7	九州大学	1510	2	1512
県立鹿児島医大	17		17	島根農大	13		13
滋賀大学				浪速大学	89		89
京都大学	2341	9	2350	大阪女子	9		9
京都学芸	5		5	近畿大学			
京都工芸	18		18	関西大学	42	1	43
西京大学				大阪経済	74	1	75
京都府立医大学	410		410	大阪城東	0	0	0
京都市立美術大	75		75	松蔭女子	0	0	0
同志社大				大阪工大	7		7
立命館大	74	6	80	大阪医大	87		87
龍谷大学	92	10	102	大阪女医	17		17
大谷大学	77	5	82	大阪歯大	4		4

(その4)

審査会	適	不	計	審査会	適	不	計
大阪薬大	3		3	香川農大	24		24
神戸大学	145	2	147	松山農大	35		35
神戸商科	5		5	松山商科	3		3
神戸市外語	4		4	高知大学	14		14
姫路工大	24		24	高知女大			
兵庫農大	36		36	九州工業	9		9
神戸医科	150		150	九州歯科	8		8
関西学院	89	1	90	北九州外語			
神戸女学院	10		10	福岡女大	0	0	0
武庫川学院				福岡商科			
神戸女薬	29		29	久留米大	303	1	304
鳥取大学	100		100	八幡大学	1		1
島根大学	12		12	西南大学	0	0	0
岡山大学	549		549	佐賀大学	15		15
ノートルダム清心女子大	8		8	長崎大学	399		399
広島大学	223	3	226	熊本大学	417		417
広島県立医	153		153	熊本女大	10		10
鹿児島県大				大分大学	6		6
甲南大学				別府女大			
広島女学院大				宮崎大学	21		21
山口大学	19		19	鹿児島大学	38		38
山口県立医	87		87				
徳島大学	144		144			適 24486	
香川大学	13		13			不 86	
愛媛大学	15		15			計 24572	

出典：文部省人事課適格審査室編『教職員の適格審査に関する記録』39-40頁(1952年7月)

[付表2] イールズ・地区別大学会議要約 Summary of University Conferences.

(イールズ、タイパー、ニュウフォールド Eells, Typer, Neufold)

1949年11月 - 1950年5月

Date	Place	出席者 Universities Represents	Initial Meetings	Faculty Conferences	Student Government Conferences	Health and Physical Ed u.Confere.
(TDY 報告, 1949.11.28.) (TDY-Temporary Duty 臨時勤務の略)						
49.11. 7 - 6.	徳島	3	1100	165	50	-
49.11.10 - 11.	岡山	1	1000	70	60	-
49.11.14 - 15.	広島	2	700	145	95	-
49.11.17 - 18.	山口	2	650	75	45	-
(TDY 報告, 1949.12.12.)						
49.11.28 - 29.	京都	16	1400	100	110	-
49.12. 1 - 2.	大阪	14	300	55	160	-
49.12. 5 - 6.	和歌山	3	700	45	75	-
49.12. 7 - 8.	神戸	10	1200	75	140	-
(TDY 報告, 1949.12.29.)						
49.12.19 - 20.	金沢	2	800	55	80	-
49.12.21 - 23.	福井	1	1100	50	95	-
(TDY 報告, 1950.3.9.)						
50. 2.14 - 15.	静岡	1	400	60	160	-
50. 2.16 - 17.	名古屋	15	350	50	115	-
50. 2.20 - 21.	島根	1	400	30	75	-
50. 2.22 - 23.	鳥取	1	650	45	90	-
50. 2.27 - 28.	横浜	7	450	85	130	75
50. 3. 2 - 3.	千葉	3	650	100	75	-
(TDY 報告, 1950.4.3.)						
50. 3.13 - 14.	山梨	1	625	50	75	55
50. 3.16 - 17.	茨城	4	650	60	60	85
50. 3.21 - 22.	福島	3	425	35	35	35
50. 3.23 - 24.	宇都宮	1	350	95	50	40
(TDY 報告, 1950.4.20.)						
50. 4.10 - 11.	九州	14	500	95	145	75
50. 4.13 - 14.	長崎	3	375	60	80	55
50. 4.17 - 18.	鹿児島	5	950	85	130	80
50. 4.20 - 21.	熊本	3	750	45	60	50
(TDY 報告, 1950.5.29.)						
50. 5. 2 - 3.	東北	4	750	55	65	45
50. 5. 4 - 5.	山形	1	650	45	65	50
50. 5.10 - 11.	秋田	1	535	20	40	50
50. 5.12 - 13.	弘前	3	835	70	75	95
50. 5.15 - 16.	北海道	11	1500	800	95	65
50. 5.18 - 19.	岩手	2	900	55	60	65
Totals		138	21,625	2,925	2,330	930

学生約850名を含む。

東京の大学における「学問の自由と共産主義」に関するイールズ博士の特別な挨拶は、次の通り：1949.10.19. 法政大学 出席1400名

1949.11.12. 日本大学 900名

1950. 1.16. 駒沢大学 900名

計3200名

1950. 5.15. 日本 Phi Beta Kappa (優等学生友愛) 協会 75名

(追記) 1986年調査のコピーが不鮮明であったため、1995年11月、ノースウエスト・ホイットマン大学公文書館に依頼し、鮮明なコピーを送付して頂いた。したがって、講演当日配布したコピーとは違い、正確である。(鈴木記)

〔付表3〕 イールズ文書・大学別リスト

出典： Communism in Education in Japan-Jan. 1949-Aug. 1950. 全 954pages.

(これは、1954年にイールズがワシントン D.C. で、滞日中に収集した英文・日本文の原資料を整理し、製本したものである。)

(内容)

pp1-38. まえがき、1951年9月11日、連合国軍最高司令官リッジウェイ署名の陸軍省表彰状などイールズへの感謝状、イールズ出席の大学会議一覧 (1949. 9. 11 – 1950. 5. 講演日程、参加者数)、北大事件の写真、著書 *Communism in Education in Asia, Africa and the Far Pacific* (Washington, American Council on Education, June 1954) の「第2章 日本」部分 (16pages)。

pp39-107. 1949年度高等教育諸計画。

- ・新潟大学1949. 7. 19. pp108-163.
- ・新潟挨拶の余波 pp164-272. 同前 pp274-385.
- ・法政、徳島、岡山、日本大学 pp386-421.
法政大学1949. 10. 29. -p391. 徳島大学1949. 11. 7 – 8. -p397. 岡山大学1949. 11. 10 – 11. -p413. 日本大学1949. 11. 22. (中央大学を含む) -p421.
- ・京都、大阪、和歌山、神戸大学 pp422-469.
京都大学1949. 11. 26 – 29. -p447. 大阪大学1949. 12. 1 – 8. -p452. 和歌山大学1949. 12. 5 – 6. -p461. 神戸大学1949. 12. 7 – 8. -p469.
- ・金沢、福井大学 pp470-486.
金沢大学1949. 12. 19 – 20. -p483. 福井大学1949. 12. 21 – 22. -p486.
- ・静岡、横浜、山梨、宇都宮大学 pp487-525.
静岡大学1950. 2. 14-15. (共産党愛知県委員会声明 2枚含む) -p497. 横浜諸大学1950. 2. 27 – 28. -p501. 山梨大学1950. 3. 12 – 14. -p521. 宇都宮大学1950. 3. 23 – 24. -p525.
- ・九州、熊本大学 pp526-555.
九州大学1950. 4. 10 – 11. -p547. 熊本大学1950. 4. -p555.
- ・東北大学1950. 5. 2 – 3. pp556-640. 同前 pp641-753.
- ・山形、秋田、弘前、岩手大学 pp754-801.
山形大学1950. 5. 4 – 5. -p765. 秋田大学1950. 5. 10 – 11. -p774. 弘前大学1950. 5. 12 – 13. -p782. 岩手大学1950. 5. 18 – 19. -p801.
- ・北海道大学1950. 5. 15 – 16. pp802-954.

(追記) ここに掲載した資料について必要な方は、名古屋大学史編集室までお問い合わせ下さい。